

デジタル田園都市国家構想実現会議の開催について

令和 3 年 11 月 9 日
内閣総理大臣決裁
令和 3 年 11 月 10 日
一部改正

1. 地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

| | |
|-----|---|
| 議長 | 内閣総理大臣 |
| 副議長 | デジタル田園都市国家構想担当大臣、デジタル大臣、 内閣官房長官 |
| 構成員 | 内閣府特命担当大臣（地方創生）、総務大臣、文部科学大臣、 厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣そ の他内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに地方活性化及びデ ジタルに関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が 指名する者 |
3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。